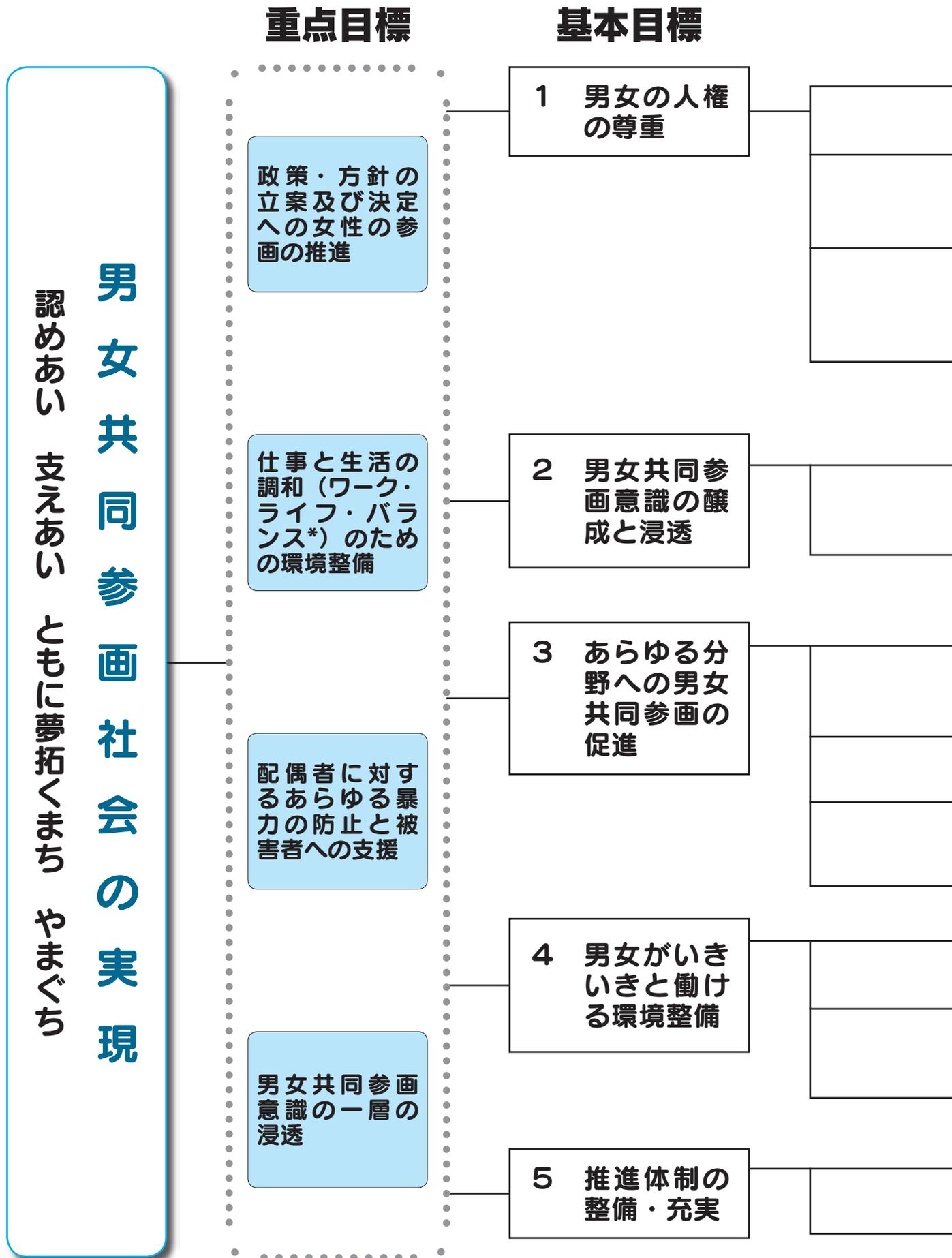


第2章

計画の内容 〔後期行動計画〕

- 基本目標1 男女の人権の尊重
- 基本目標2 男女共同参画意識の醸成と浸透
- 基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 基本目標4 男女がいきいきと働ける環境整備
- 基本目標5 推進体制の整備・充実

施策体系図



用語解説 *ワーク・ライフ・バランス P100

施策の方向性

- (1) 男女の人権尊重の意識づくり
- (2) 男性、子どもにとっての男女共同参画
- (3) 男女間の暴力を許さない社会の実現
[山口市DV*対策基本計画]
- (4) 心とからだの健康支援
- (1) 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- (2) エンパワメント*とリーダーの育成
- (3) 家庭・地域における男女共同参画の促進
- (4) 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進
- (1) 男女平等な雇用環境の整備
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 男女のチャレンジ支援
- (1) 推進体制の強化
- (2) 推進拠点の充実

基本的施策

- ①人権尊重についての啓発推進
- ②男女共同参画の視点でのメディア・リテラシー*の向上
- ①男性への意識啓発及び家庭・地域参画に向けた支援
- ②子どもの発達段階に応じた男女共同参画の理解の促進
- ③子どもの安全確保と健全育成
- ①男女間の暴力に関する意識啓発の推進
- ②相談体制の充実及び被害者の保護
- ③被害者の自立支援
- ④DV*対策推進体制の整備
- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する意識の浸透
- ②発達段階に応じた適切な性教育の推進
- ③生涯を通じた健康管理・保持・増進対策の推進
- ①意識醸成のための広報・啓発活動の推進
- ②社会制度と慣行の見直し
- ③男女共同参画に関する情報の収集と提供機能の充実
- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ②学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ③生涯にわたる男女共同参画学習の推進
- ①政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- ②職場における女性の登用の促進
- ③農林水産業における女性の参画の促進
- ①女性のエンパワメント*のための学習機会の充実
- ②リーダーの育成
- ①家庭での家事・育児・介護の分担の促進
- ②男女がともに参画する地域活動・市民活動の促進
- ③防災・災害復興における男女共同参画の推進
- ①国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進
- ①男女雇用機会均等法等の啓発の推進
- ②男女共同参画に取り組む事業所（経営者）の育成
- ①仕事と家庭を両立するための職場環境整備の促進
- ②育児支援サービスの充実
- ③介護支援サービスの充実
- ①男女の職業能力の開発と就業支援の推進
- ②男女の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援
- ①市民参画の促進
- ②全庁的な推進体制の充実
- ①男女共同参画センターの充実

用語解説 *メディア・リテラシー P100、*DV（ドメスティック・バイオレンス）P99、*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ P100、*エンパワメント P98

第2章 計画の内容（後期行動計画）

本章では、基本目標ごとに、平成29（2017）年度までに市として取り組むべき具体的な施策とその内容を示します。各基本目標の達成に向けて、市民、事業所などの理解と協力を得ながら、総合的、効果的な推進を図っていきます。

また、施策の実効性を高めるため、指標を掲げ目標値を設定します。
なお、以下の表内の「実施区分」については次のとおりです。

実 施 区 分	
継 続	平成24年度以前から引き続き実施する事業
拡 充	平成24年度以前から強化・充実する事業
新 規	後期行動計画において新たに取り組む事業
A	平成25～26年度に着手予定の事業
B	平成27～28年度に着手予定の事業



基本目標 1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会実現のためには、男女一人ひとりが個人として尊重されるとともに、各人に対する人権侵害を防止し、男女の差別が解消されることが何より重要です。男性と女性は、人として平等であり、互いの人権を尊重しなければなりません。

近年、配偶者等からの暴力が社会問題となっており、暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることの理解を深め、社会全体で暴力をなくしていくことが必要であることから、後期行動計画に含める形で、「山口市DV（ドメスティック・バイオレンス）*対策基本計画」を策定しました。

さらに、健康はすべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に女性には、妊娠、出産に関わるライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題があることから、男女がそれぞれの身体の特性を十分理解し合い、健康づくりを進めることが必要です。

平成22（2010）年12月の国の第3次男女共同参画基本計画において新たな視点として「男性、子どもにとっての男女共同参画」が追加されたことを受け、働き方の見直しなど、男性の地域、家庭生活への参画を進めることにより、男女共同参画の裾野を広げ、これからの次代を担う、子ども・若者世代が個性と能力を発揮できるように、男女共同参画の理解を促進します。

これらのことから、性別に関わらず、個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、人権尊重の意識づくりを図りながら、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めるとともに、生涯にわたる健康づくりを推進するなど、男女の人権が尊重される社会づくりを進めます。

(1) 男女の人権尊重の意識づくり

① 人権尊重についての啓発推進

男女共同参画週間や山口県男女共同参画推進月間、人権週間、各種講演会など多様な機会を通じ、男女の人権尊重の啓発に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女共同参画週間、山口県男女共同参画推進月間、人権週間などに呼応した啓発行事の実施	6月の男女共同参画週間、10月の山口県男女共同参画推進月間及び12月の人権週間にあわせて、集中的な広報・啓発活動を行います。	人権推進課	継続
人権講座等による男女の人権に関する啓発	人権学習講座をはじめ各種講座において、男女の人権の尊重の視点に立ち、意識の醸成、啓発を実施します。	人権推進課	継続
人権相談に関する情報提供	男女の人権についての相談窓口に関する情報を提供するとともに、国、県などの相談機関との連携強化を推進します。	人権推進課	継続

② 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシー*の向上

メディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力を高めるため、啓発資料等を活用し、男女共同参画の視点でのメディア・リテラシー*の向上を目的とした広報活動など、普及を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
メディア・リテラシー*向上のための啓発	男女共同参画の視点でのメディア・リテラシー*の向上を目的とした啓発を図ります。	人権推進課	継続

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画

① 男性への意識啓発及び家庭・地域参画に向けた支援

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深めます。また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識*の解消を図るとともに、長時間労働の抑制などの働き方を見直し、男性の地域生活や家庭生活への参画を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男性の職場優先の意識・ライフスタイルの見直しに対する啓発	男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識*の解消のための広報・啓発活動を行います。	人権推進課	新規 A
仕事と家庭・地域生活とのバランスのとれた働き方の実現	仕事と家庭・地域生活とのバランスのとれた働き方の実現や男性が子育てに参加しやすい環境作りを進めます。「地域でデビュー講座」や企業の退職者、高齢男性向けに地域等への円滑な参画を支援します。また、学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについて、地域型つどいの広場や「おやじの会*」等に関する情報提供を通じて積極的な働きかけを推進します。	人権推進課 関係課	新規 A

② 子どもの発達段階に応じた男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、一人ひとりが自らの生き方を考えることができるよう、発達段階に応じた取組を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	愛情や信頼感を育て、自立と協同の考えのもと、男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解することができるよう、幼児教育段階からの取組を進めます。	人権推進課 関係課	新規 B

子どもの健康管理・保持増進の推進	食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け豊かな人間性を育み、生涯を通じた健康管理に関する学習機会の充実を図ります。また、薬物や喫煙、飲酒などから子どもを守り、予防を推進します。	健康増進課 学校教育課 こども家庭課 人権推進課	新規 B
------------------	---	-----------------------------------	------

③ 子どもの安全確保と健全育成

子どもたちが健やかに成長できるよう、暴力根絶に向けて、一人の人間としてその人権が尊重されなければなりません。社会全体で子どもを支え、子どもの権利を大切に作る取組を充実します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための予防、啓発等の充実を図ります。また、庁内外の関係部署が連携し、地域連絡協議会の一層の充実を図り、早期発見、早期対応に努めるとともに、アフターケアを含めた対策を総合的に推進します。	こども家庭課 学校教育課 健康増進課 関係課	継続
子どもにとってのメディア・リテラシー*の向上	インターネットや携帯電話等による有害情報の提供や児童生徒への情報モラル教育を推進します。	人権推進課 学校教育課 関係課	新規 B

(3) 男女間の暴力を許さない社会の実現

平成19（2007）年7月のDV（ドメスティック・バイオレンス）防止法*改正で、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことに伴い、「山口市男女共同参画基本計画」の中に含める形で、「山口市DV（ドメスティック・バイオレンス）*対策基本計画」を策定します。

山口市DV（ドメスティック・バイオレンス）*対策基本計画

〔山口市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画〕

〈計画の策定にあたって〉

《1》計画策定の趣旨

夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為（ドメスティック・バイオレンス。「DV*」）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会の実現を図っていく上で、克服すべき重要な課題です。

山口市では、多岐にわたる、配偶者等からの暴力の防止及び相談体制の充実、被害者の保護・自立支援等に総合的・一体的に取り組むため、「山口市DV*対策基本計画」を策定します。

用語解説 *メディア・リテラシー P100、*DV防止法 P99、*DV（ドメスティック・バイオレンス） P99

《2》計画の性格と役割

- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法*)の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- また、本計画の上位計画となる「山口市男女共同参画基本計画」における「基本目標1」「(3)男女間の暴力を許さない社会の実現」の施策において、「山口市DV*対策基本計画」を策定します。

《3》計画の期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間とします。なお、「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」と同様の計画ですが、DV防止法*改正等によって基本的な事項の見直しや、新たに基本計画に盛り込むべき事項等が発生した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

《4》計画策定の背景

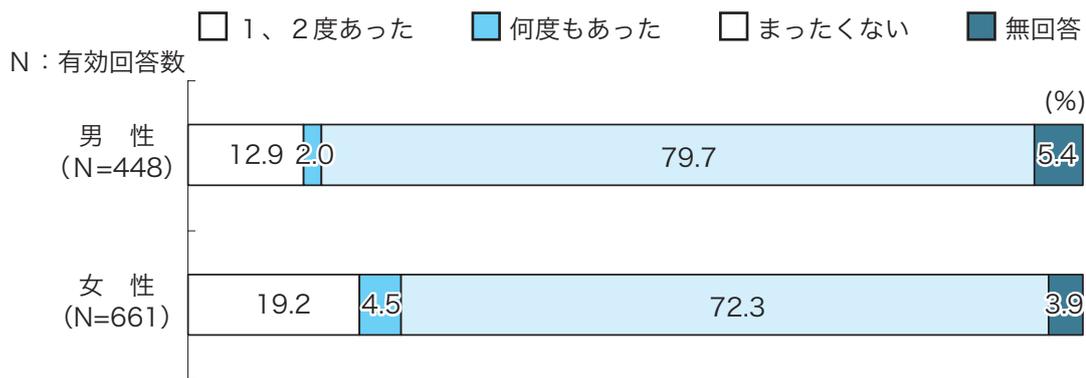
1. 社会の動向

- 平成23年4月～平成24年3月に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は8万2,099件で毎年増加しています。
- 平成13(2001)年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談や自立支援などの体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的としたDV防止法*が制定されました。その後、平成19(2007)年7月の法改正により、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する「市町村基本計画」の策定が市町村の努力義務となりました。さらに、DV防止法*に基づく国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「DV*対策基本方針」という。)も平成20(2008)年1月に全面的に見直され、市町村においてもDV*対策基本方針に沿った施策の推進が求められ、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされました。

2. 現状と課題

- 「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」から
- 山口市では、配偶者からの被害経験(身体的暴力)が1、2度以上あった女性は23.7%、男性では14.9%あり、このうち、何度もあったという女性は4.5%、男性では2.0%となっています。
 - 性別では、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力ともに、男性より女性の方が被害経験のある割合が高く、特に「性的暴力の被害」は男性3.2%に対して女性18.3%と15.1ポイントの差があります。

〔配偶者から身体的暴力の被害経験〕



資料：山口市男女共同参画に関する市民意識調査 平成23年

〔内閣府男女共同参画課 平成24年7月配偶者からの暴力に関するデータ及び平成24年4月男女間における暴力に関する調査〕から

- 都道府県警察において集計した資料によると、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求・被害届け・告訴状の受理、検挙等により、認知した件数は、平成17（2005）年に1万6,888件であったものが、平成23（2011）年には、3万4,329件と、およそ倍増し、相談内容も複雑化、多様化しており、命の危険を伴うような凶悪なケースもみられます。
- 被害を受けた女性の約4割は、どこにも相談しておらず、女性の20人に1人は命の危険を感じたことがあるとの結果が出ています。また、近年は、交際相手からの暴力（デートDV*）で、約10人に1人は被害を受けたことがあると答えており、交際相手と別れた後も、ストーカー被害に遭うなど、深刻な社会問題となっています。

〔課題の総括〕

- 課題1：暴力を許さない社会的認識への取組が必要です。
- 課題2：相談者が利用しやすい、相談体制が必要です。
- 課題3：被害者の自立支援の充実が必要です。
- 課題4：推進体制の充実及び関係機関との連携が重要です。

《5》基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会基本法第3条の「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会の根幹を成す基本理念です。配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その防止に向け、社会全体で取り組む必要があります。

用語解説 *デートDV P99

本計画は、国の基本方針に即し、かつ山口県が策定した「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を勘案し、被害者にとって、もっとも身近な行政窓口として、市民の正しい理解を促進し、関係機関と連携を図りながら、被害者が安心して相談できる環境の整備を行い、自立支援のためのきめ細かな施策に取り組むための計画とします。

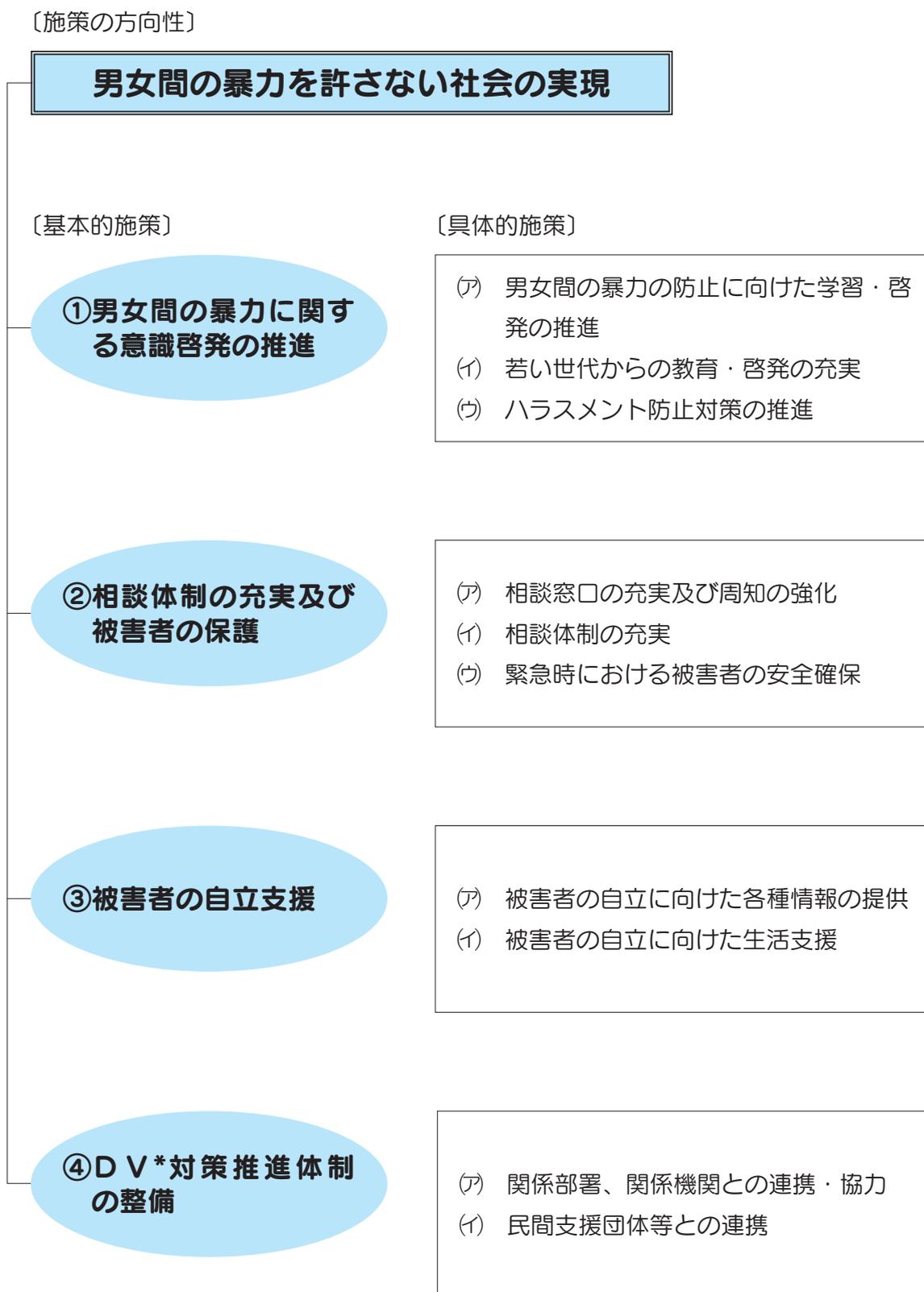
《DV*対策基本計画 指標》

項	目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
ドメスティック・バイオレンス*にあたると思う人の割合	平手で打つ	68.8% (平成23年度)	100% (平成29年度)	市民意識調査
	殴るふりをして、おどす	55.7% (平成23年度)		
	いやがっているのに、性的な行為を強要する	73.3% (平成23年度)		
DV防止法*の概要を知っている市民の割合		18.0% (平成23年度)	増加させる (平成29年度)	市民意識調査
相談窓口の認知度		—	50.0% (平成29年度)	市民意識調査

○●計画の内容●○

山口市DV*対策基本計画 体系図

4つの基本的施策を設定し、具体的な取組を進めます。



用語解説 *DV（ドメスティック・バイオレンス） P99

2. 具体的施策の展開

① 男女間の暴力に関する意識啓発の推進

(ア) 男女間の暴力の防止に向けた学習・啓発の推進

DV*、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*などは、性別に起因する重大な人権侵害です。

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を社会のあらゆる分野で醸成するための啓発活動を、講演会の開催、各種広報媒体を活用した広報等を通じて積極的に推進します。

また、配偶者や交際相手からの暴力を根絶するためには、子どもの頃からの発達段階に応じた人権尊重・男女平等の意識を高める教育、啓発は重要であり、若い世代へ向けた取組が必要となっています。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
DV*防止に向けた啓発・広報	講座・講演会を開催し、意識啓発を図ります。	人権推進課	継続
	市公式ウェブサイト、市報、情報誌等による広報活動及び啓発資料、ポスターの掲示をします。		
	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた集中的な啓発活動を推進します。		

(イ) 若い世代からの教育・啓発の充実

学校教育における人権教育をとおして、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。

また、若い世代の男女間に起きる、デートDV*などの暴力の防止のため、学校・職場・地域と連携し、人権尊重の意識の高揚と予防啓発を実施します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
若い世代を対象とした男女間に起きる暴力防止講座の開催	開催学校等の紹介などの県の主催セミナーへの協力、学校教育現場において講座を開催するなど、積極的に推進します。	人権推進課 関係課	新規 B

(ウ) ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント*についての認識を高めるとともに、事業所等に対して防止の取組を働きかけます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
セクシュアル・ハラスメント*防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針についての啓発資料等を配布し、セクシュアル・ハラスメント*防止のための啓発をします。また、国、県、労働関係機関と連携し、相談窓口に関する情報提供を行います。	商工振興課 人権推進課	継続

用語解説 *DV（ドメスティック・バイオレンス） P99、*セクシュアル・ハラスメント P99、*ストーカー行為 P98、*デートDV P99

② 相談体制の充実及び被害者の保護

ア) 相談窓口の充実及び周知の強化

被害者が迷わず相談できるよう、県、関係機関、団体等の連携のもと、啓発資料作成や市公式ウェブサイト、市報など広報媒体を利用した情報提供の充実を図ります。

また、県男女共同参画相談センター、警察等をはじめ、関係機関と連携することにより、PRカードの配置、パンフレットの配布など、適切な相談窓口の紹介に努めます。

庁内の相談窓口を明確にし、関係課間の連携を図り、相談後の支援を円滑に進める体制を整備します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
相談窓口に関する周知	被害者の立場に立ち、適切な相談窓口の周知を図ります。	人権推進課 関係課	継続
	市公式ウェブサイトや市報等への掲載、各総合支所でのPRカード、パンフレットの配布を行います。		
関係機関（医療機関、教育関係機関、民生委員等）への周知	被害者の身近な相談機関として、周知、啓発を行います。	人権推進課 関係課	新規 A

イ) 相談体制の充実

庁内の相談窓口を明確にし、関係課と連携して相談業務にあたります。また、被害者の立場に立った設置窓口、相談対応の曜日、時間の改善など、利用しやすい相談体制の充実を図ります。

市男女共同参画センターの男女共同参画に関する相談の強化と、多様化する相談ニーズを把握し、的確に対応します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
市男女共同参画センター及び人権推進課での相談業務の実施	山口市におけるDV*対応の身近な相談窓口として、各相談機関からの情報の集約、きめ細かい相談・カウンセリングを実施します。	人権推進課 関係課	継続
庁内関係課との連携強化	関係課、関係団体との連絡を強化し、ワンストップ・サービス*体制を確立します。	人権推進課 関係課	新規 A

ウ) 緊急時における被害者の安全確保

被害者の安全確保を図るため、迅速な発見・保護に向けた環境整備に努めるとともに、被害者の状況に応じた適切な一時保護等の支援に取り組みます。

用語解説 *DV（ドメスティック・バイオレンス） P99、*ワンストップ・サービス P100

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
被害者の早期発見・安全の確保	支援を必要とする被害者の状況に応じて、県男女共同参画相談センターまでの同行支援や、県シェルターへの一時保護等に取り組みます。	人権推進課	継続
配偶者暴力被害発見時の通報の周知・啓発	迅速な発見・保護のために、被害者を発見した者による通報についての意義と必要性、通報先等の啓発を、広報紙などにより行います。	人権推進課	継続

③ 被害者の自立支援

㊦ 被害者の自立に向けた各種情報の提供

被害者の状況が多岐に渡ることから、自立に関わる関係機関が協力して問題の解決を図ります。

また、安全確保に取り組み、被害者に関する情報管理について徹底を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
関連制度、手続き、各種支援に関する情報提供	様々な支援制度などについての情報提供や関係機関との連絡調整など、被害者へのきめ細かい自立支援に努めます。共通相談シートを活用し、必要な情報提供に努めるとともに情報管理の徹底を図ります。	人権推進課 社会課 高齢・障害福祉課 こども家庭課 保険年金課 健康増進課 建築課 市民課 関係課	継続

㊧ 被害者の自立に向けた生活支援

被害者が自立した生活を送ることができるよう、山口県、関係機関、団体等と連携し、就業や住宅・生活費の確保、子どもの就学などの支援、福祉サービスの提供等により、被害者の状況に応じた支援に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
被害者の自立に向けた支援体制の充実	経済的自立支援をはじめ、住居の確保として、母子生活支援施設における保護の実施、市営住宅の優先入居などの対応に努めます。また、住民基本台帳事務における保護など、被害者の安全の確保に努めます。福祉事務所と連携し、保健師による心身の回復に対するサポートや、国民健康保険証の交付などの生活支援を行います。	人権推進課 社会課 高齢・障害福祉課 こども家庭課 保険年金課 建築課 市民課 関係課	継続

④ DV*対策推進体制の整備

(ア) 関係部署、関係機関との連携・協力

被害者の支援には、関係機関との連携が不可欠です。このため、庁内体制の連携強化を図るとともに、庁外の関係機関との円滑な連携に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
庁内・庁外関係機関との連携の強化	DV*対策庁内連絡会議を引き続き開催し、関係部署との連携を図ります。また、県、警察、市社会福祉協議会、医療機関等庁外の関係機関と綿密な連携を図り、DV*対策を推進します。	人権推進課 関係課	継続
県男女共同参画相談センターとの連携	被害者の緊急一時保護などが必要な場合など、市民が安心して生活を継続していくことを支援するための連携を強化します。	人権推進課	継続

(イ) 民間支援団体等との連携

ボランティア団体・NPOなど市民活動団体の持つ自主性・主体性を尊重し、情報提供や意見交換を通じて、DV*対策に関する効果的な施策の推進に協働して取り組みます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
民間支援団体等との連携・協働	被害者にとって、身近な存在である民間団体の果たす役割は重要であることから、連携を図り、協働して推進します。	人権推進課	新規 B

連携・支援体制

山口市男女共同参画推進本部会議^{※1}

〔山口市DV*対策庁内連絡会議^{※2}〕

人権推進課	学校教育課
社会課	選挙管理委員会事務局
高齢・障害福祉課	各総合支所 総務課
こども家庭課	（総合サービス課）
保険年金課	
建築課	
市民課	
健康増進課	

連携

〔庁外関係機関〕

県男女共同参画相談センター
 県男女共同参画課
 警察署
 法務局
 児童相談所
 裁判所
 市社会福祉協議会
 民間支援団体等

※1 山口市男女共同参画推進本部会議

男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画関連施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図ることを目的として設置。

※2 山口市DV*対策庁内連絡会議

配偶者等からの暴力の被害者支援に関わる関係部署の担当者が配偶者暴力に関する基本的知識と共通認識を持ち、相互の連携を強化することにより、配偶者暴力対策の総合的な推進を図ることを目的として設置。

用語解説 *DV（ドメスティック・バイオレンス） P99

配偶者等からの暴力（DV*）とは？

○暴力の形態

身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。

- 殴る ■蹴る ■物を投げつける ■平手でうつ ■首をしめる
- 髪を引っ張る ■引きずり回す など

精神的暴力

心ない言動等により相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力であっても、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス傷害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、傷害罪として処罰されることがあります。

- 大声でどなる
- 実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする
- 何を言っても無視する
- 殴るそぶりや物を投げつけるふりをして脅かす
- 生活費を渡さない ■働かない ■経済的に圧迫する など

性的暴力

性的行為の強要やいやがらせなど

- いやがっているのに性的行為を強要する
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 中絶を強要する ■避妊に協力しない など

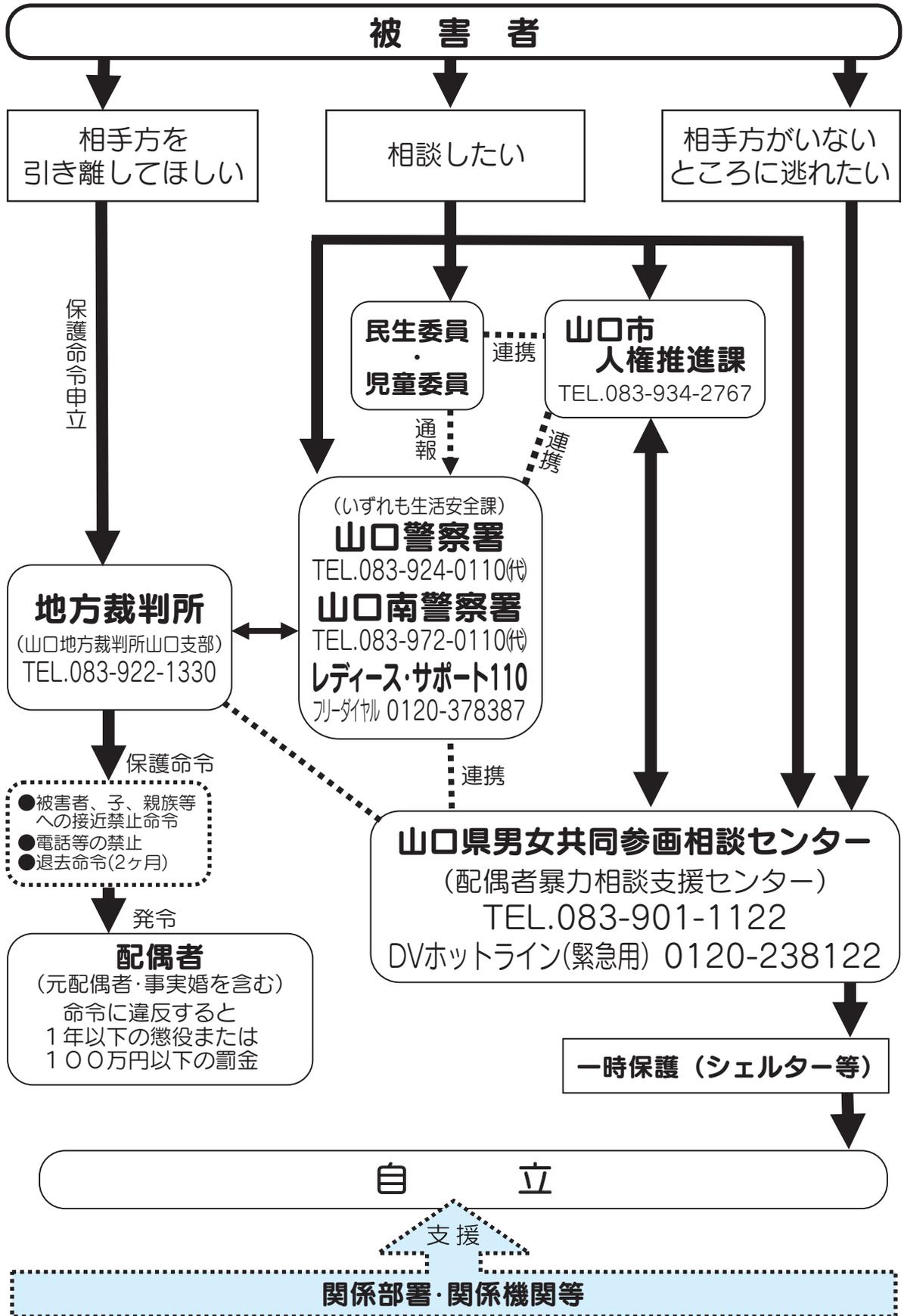
○暴力が与える影響

度重なる暴力により、被害者は身も心も傷つき、逃げる気力も体力も失われてしまい、生きる希望を失っていきます。また、暴力は被害者のみならず、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力やその他子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たるとされています。

○なぜ被害者は逃げないのか

被害者の「逃げない」「逃げられない」の背景には様々な問題が存在します。暴力による強い恐怖感や、感情の麻痺、自己評価の低下、相手が変わるのではないかとの期待など、逃げない理由は一つではありません。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する支援の流れ



DV*対策における庁内構成部署の役割

庁内連携を図る各部署の役割は、下記のとおりです。

分野	主な役割	関係部署
相談・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の相談窓口 配偶者暴力の予防啓発 関係機関との連絡調整 (県男女共同参画相談センター、警察など) 	人権推進課 (相談業務：関係課)
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 日常業務の中での接触等による被害者の早期発見 	健康増進課 (保健センター) 高齢・障害福祉課 (包括支援センター) こども家庭課 学校教育課 各総合支所総務課など
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給にかかる事務 高齢者・障がい者の支援 介護保険にかかる事務 子どもにかかる手当等 母子保護の実施 福祉医療にかかる事務 	社会課 高齢・障害福祉課 介護保険課 こども家庭課 保険年金課
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種にかかる取扱い 心身の健康に関すること 	健康増進課 (保健センター)
年金・保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険に関すること 年金等にかかる事務 後期高齢者医療に関すること 	保険年金課
子どもの就学等	<ul style="list-style-type: none"> 就学、転校等に関すること 保育所への入所 	学校教育課 こども家庭課
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保のための情報提供 公営住宅の目的外使用 	建築課
住民票の閲覧制限	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳の閲覧等の制限にかかる事務 	市民課
選挙事務への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の選挙人台帳への配慮事務 	選挙管理委員会事務局

(4) 心とからだの健康支援

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*に関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康・権利）に関する意識を広く浸透させるため、正しい知識の普及啓発に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の意識の啓発	市民一人ひとりがリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*について正しく理解し、その重要性についての認識を深めるため、保健活動を通じて啓発を行います。	健康増進課	継続

② 発達段階に応じた適切な性教育の推進

児童・生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるようにするため、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
発達段階に応じた性教育と健康教育の充実	学校教育において、道徳、保健及び特別活動などを通じた性教育及び健康教育の充実を引き続き図ります。	学校教育課	継続

③ 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策の推進

男女が自らの健康状態に応じた的確な健康管理ができるようにするため、各種保健事業や相談体制を充実することにより、生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
妊娠届出時保健指導	妊娠届出時に妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児についての保健指導及び母子保健制度の説明を個別に実施します。	健康増進課	継続
妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を把握し、異常の早期発見及び防止に努めるとともに、妊娠・出産・産じょく・授乳・育児に関する正しい知識を持ち安心して出産・育児ができるよう、妊婦健康診査を14回公費負担します。	健康増進課	継続
若年代健康診査事業	18～39歳の主婦や職場等で健診を受ける機会のない市民を対象に集団健診を行います。またその結果に基づき個別相談を実施します。	健康増進課	継続
妊産婦歯科保健事業	身体的・生活環境等の変化から歯科疾患が増加することが多い妊産婦に対して、医療機関において個別方式で歯科健診及び歯科保健指導を行います。	健康増進課	新規 A

健康相談事業	健康に関心を持っている人・不安を持っている人及びその家族が、健康づくりに自ら取り組めるよう、また不安を軽減できるよう、電話相談に応じるとともに、定例または予約制で個別に相談に応じます。	健康増進課	継続
健康教育事業	健康づくり及び疾病予防について正しい知識の普及を図るため、健康づくり（食事・運動等）及び疾病予防に関する健康教室・講座を開催します。	健康増進課	継続
がん検診及び肝炎ウイルス検診事業	胃がん・肺がん（結核）・乳がん・大腸がん・子宮がん・前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診を、40歳以上（子宮がんは20歳以上、前立腺がんは50歳以上）の市民を対象に実施します。	健康増進課	拡充
性差医療の理解の啓発	性差医療（男性と女性の生理学的な違いに着目し、疾患の予防、診断、治療に性差を反映することを目的とした医療）についての情報を、保健活動を通じて提供します。	健康増進課	継続

《基本目標1 指標》

項 目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
固定的性別役割分担意識* 「男は仕事、女は家庭」という考え方	賛成<反対 (平成23年度)	賛成<反対 (平成29年度)	市民意識調査
「おやじの会*」活動団体数	30団体 (平成24年度)	増加させる (平成29年度)	山口県おやじの会

用語解説 * 固定的性別役割分担意識 P98、* おやじの会 P98

基本目標2 男女共同参画意識の醸成と浸透

男性と女性は、人として平等であり、互いの人権を尊重しなければなりません。

昨今、法・制度上の平等はある程度実現されつつありますが、「男は仕事、女は家庭」、「男だから、女だから」といった意識は、人々の心の中に今なお根深く残っています。こういった、男性や女性の行動を制約し、各々が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮などの障害となっている固定的性別役割分担意識*に気づき、改めていく必要があります。

真の男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての正しい理解を促すとともに、固定的性別役割分担意識*の是正などの意識啓発活動の取組を一層進めます。

また、一人ひとりが自立し、お互いの生き方を尊重することのできる個人を育むため、家庭教育・学校教育・社会教育において自立と平等を目指した教育を推進します。

(1) 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

① 意識醸成のための広報・啓発活動の推進

法・制度上の男女平等はある程度進んできていますが、市民の意識上は未だ十分とは言えないことから、平等意識の定着及び「男女共同参画」の正しい理解を推進するため、広報・啓発活動を行います。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
情報誌の発行	情報誌内容を充実させ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	継続
啓発リーフレット等の発行	誰もがわかりやすい男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。	人権推進課	継続
講演会、フォーラム、講座等の開催	固定的性別役割分担意識*をなくし、「男女共同参画」に対する理解を深めるため、講演会やフォーラム、講座等を開催します。	人権推進課 社会教育課	継続
市報など市の広報媒体による広報・啓発の充実	市報、市公式ウェブサイト、市男女共同参画センターホームページ、地区ごとに発行する各地域交流センターだよりやテレビ、ラジオなどの広報媒体を用い、男女共同参画に関する情報を提供し、市民への意識啓発を図ります。	人権推進課 広報広聴課 社会教育課	継続

② 社会制度と慣行の見直し

男女が性別による固定的役割分担意識*にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくるため、社会制度や慣行の中にある男女の差別的な扱いを見直し、意識の改革を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ガイドラインの作成による市の刊行物の見直し	市の広報・刊行物などについて、固定的な性別役割表現や性差別的な表現がないかを点検するため、県のガイドラインを準用し、表現の見直しをします。	人権推進課 関係課	継続

③ 男女共同参画に関する情報の収集と提供機能の充実

男女共同参画に関連する情報や各種資料を収集し、積極的かつ継続的にその提供を行うとともに、男女共同参画に関する様々な調査を実施するなど、市民意識等の実態の把握に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
図書等の充実	男女共同参画センターにおいて、図書やビデオ、DVD、各種資料などを収集し、事業所、団体、個人に貸出しを行います。	人権推進課	継続
男女共同参画に関する統計データの集約及び市民意識調査等の実施	男女共同参画に関する統計データを集約するとともに、市民意識調査及びまちづくりアンケート等を定期的の実施して、実態やニーズに応じた施策展開を図ります。	人権推進課	継続
国際的な取組についての情報提供	女子差別撤廃条約*、北京宣言及び行動綱領*などの国際的規範について、学習の機会を提供するとともに、男女共同参画に関する諸外国の状況や、国際的な動きについて情報の収集や提供を行います。	人権推進課	継続

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

① 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

家庭において男女平等意識を育成するとともに、固定的性別役割分担意識*にとられない家庭教育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
家庭教育講座の開催	父と子による体験講座や夫婦参加型の講座など、家庭生活における男女平等への理解促進を図り、固定的性別役割分担意識*にとられない家庭教育を推進するため、家庭教育講座を開催します。	社会教育課	継続
家庭教育訪問支援事業の実施	家庭教育支援員の派遣により、家庭教育に係る相談への対応や情報提供を行います。	社会教育課	継続

用語解説 *女子差別撤廃条約 P98、*北京宣言及び行動綱領 P100、*固定的性別役割分担意識 P98

② 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

学校においては、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導し、一人の人間としての個性や能力を活かす教育に取り組みます。また、男女共同参画の視点に立った生徒指導、進路指導を推進します。

さらに、幼稚園・保育園においても、男女共同参画の視点での教育・保育を推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
小中学生向け啓発リーフレットの活用による男女平等の意識づくり	固定的性別役割分担意識*にとらわれず、男女平等意識を育むことをめざして、小学生及び中学生を対象とした啓発リーフレットをそれぞれ作成します。	学校教育課 人権推進課	継続
学校、幼稚園、保育園における諸活動での固定的性別役割分担の見直し・改善	男女別名簿等、男女平等の意識づくりを阻害する児童・生徒の管理体制や固定的な性別役割等の見直しを図ります。	学校教育課 こども家庭課	継続
個性、能力、資質を尊重した生徒指導、進路指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、個性を尊重した生徒指導の推進を図ります。	学校教育課	継続
教育関係者、保育士の研修の充実	教職員、保育士研修において、男女共同参画教育の実践に向けて意識の向上を図るための研修講座を実施します。	学校教育課 こども家庭課	継続
異性についての正しい理解と人格の尊重	道徳や学級活動・教科学習の時間に、参加型学習を活用しながら、互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力を身につけます。	学校教育課	継続

③ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

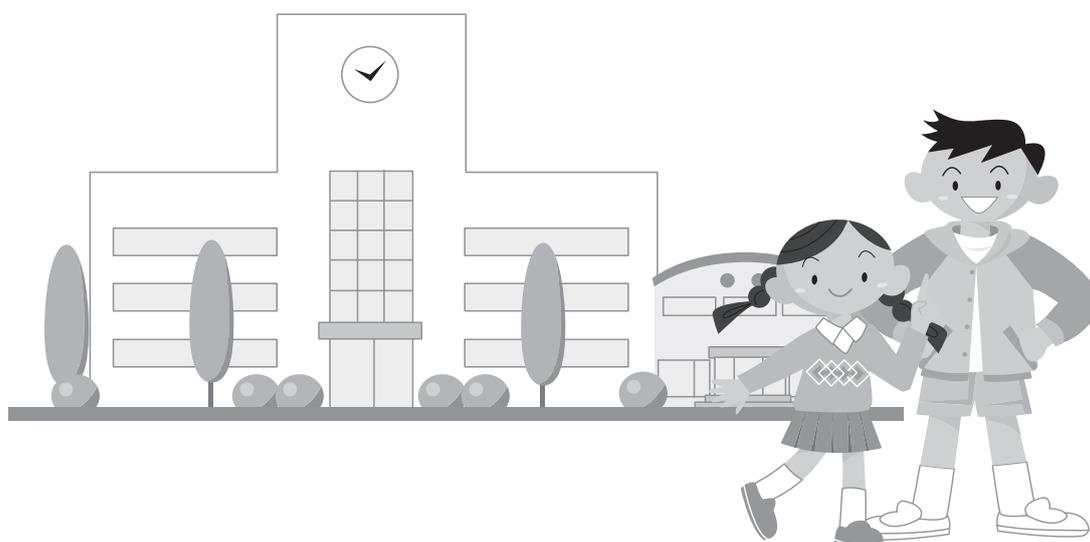
市民が生涯にわたり男女平等意識を育むことができるよう、ジェンダー*に敏感な視点を取り入れた生涯学習を推進します。特に、若い世代や団塊の世代など、様々な世代を対象とした学習機会の充実に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ライフステージ*に応じた多様な講座・講演等の開催	若い世代や団塊世代など対象を絞り、そのライフステージ*に応じた講座等の開催に取り組みます。また、地区ごとに開催されている地域交流センターの講座においても男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。講座・講演等の開催にあたっては、時間設定の見直しや託児提供など、対象者が参加しやすい環境整備に努めます。	人権推進課 社会教育課	継続

生涯学習情報の収集・提供	地区ごとに発行する地域交流センターだより等の広報媒体を利用し、生涯学習情報の提供を行います。また、新たな情報収集・集約の仕組みについて検討を行います。	生涯学習・スポーツ振興課 協働推進課	継続
--------------	---	-----------------------	----

《基本目標2 指標》

項 目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	59.9% (平成23年度)	65.0% (平成29年度)	山口市まちづくり アンケート



基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性もともに自らの意思によって、あらゆる分野での活動に参画することが大切です。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識が固定化しており、特に、家庭以外の場では男性中心の社会が形成され、女性の参画が少ない状況にあります。男女がともに地域社会の一員として様々な活動に参画できるよう意識啓発や環境整備に取り組むとともに、様々な社会活動の分野への女性の積極的な参画を促すため、女性の積極的登用と女性の能力向上に向けての取組を進めます。

また、平成23（2011）年3月11日の東日本大震災を教訓とした、防災・災害復興について、男女共同参画の視点を持った取組を進め、平時から準備することが必要です。

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

① 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

市の審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を促進し、女性の積極的な参画が可能となるよう意識啓発や情報の提供に努めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
審議会等への女性の登用の促進	各種審議会等における女性委員比率を35%以上とするとともに、女性委員のいない審議会の解消に努めます。	関係課	継続

② 職場における女性の登用の促進

市として女性職員の登用の推進を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
市職員の採用・登用・配置	性別にとらわれることなく優秀な人材を採用します。また、市女性職員の職域拡大を図るとともに、管理職への女性登用を推進します。	職員課	継続



③ 農林水産業における女性の参画の促進

農林水産業の分野において女性の政策・方針決定の場への参画を促進するとともに、男女共同参画社会の意識啓発を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
家族経営協定*の締結促進	現在農業経営体の多くは家族労働により構成されており、家族経営協定*（農業経営における各個人の業務分担・利益配分・休暇・生活のルール等の明確化）の締結により、女性の地位向上と、農業経営への家族全員の参画、生産意欲向上を図ります。	農林政策課 農業委員会	継続
女性の経営参画の促進	認定農業者*（家族経営協定*締結による共同認定を含む）、農業協同組合正組合員等への女性の参画推進を図るとともに、農産物加工などの分野での起業活動などを通じ、農業経営への女性の積極的な参画を図ります。 また、「農山漁村女性の日*」の活動等を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた情報交換や意識啓発を行います。	農林政策課 農業委員会	継続

(2) エンパワーメント*とリーダーの育成

① 女性のエンパワーメント*のための学習機会の充実

女性自身の自律（自分のことを自ら決定し、実行する力の確立）と自立（他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保）へ向けた意識啓発を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
学習機会の充実	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画するための力をつけるとともに、職業生活に必要な能力開発のため、必要な知識・情報に関する学習機会の提供に努めます（山口シティカレッジ・市民大学講座・地域交流センターにおける講座・山口市働く婦人の家における講座等の充実）。また、様々な研修や講座などの情報の収集と提供を行います。	人権推進課 生涯学習・スポーツ振興課 商工振興課	継続

② リーダーの育成

リーダーシップを発揮できる人材を育成するとともに、人材情報を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
地域活動・市民活動における女性リーダーの育成	女性リーダーの育成のため、国、県、市、その他の主催による研修や講座等への参加の機会を提供します。	人権推進課	継続
人材発掘・人材養成事業	セミナーや市民団体によるワークショップの開催を通じて、市民活動に携わるスタッフやボランティアの人材養成を行います。また、市民活動団体に専門有識者を紹介・派遣します。	協働推進課	継続
女性人材データの整備・充実	県のきらめき財団のデータを参考に、様々な分野への女性の積極的な登用を図り、市民や団体との連携により女性人材情報を整備します。女性人材データを関係機関と共有し、活用を図ります。	人権推進課	継続

(3) 家庭・地域における男女共同参画の促進

① 家庭での家事・育児・介護の分担の促進

家庭に関わることは大きな意義があり、男女がともに担っていくことが個人の生き方としても社会全体としても重要であるということへの理解を深めながら、家事・育児・介護などに必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
講座等の開催	固定的性別役割分担意識*をなくすため、男性料理教室・介護講座等を開催します。	人権推進課 社会教育課	継続
男性向け啓発リーフレットの作成	男性の意識改革を促進するため、男性を対象とした男女共同参画に関するリーフレット等を作成します。特に、乳幼児健診や各種子育て支援講座等において、父親の育児参加についての啓発リーフレットを配布し、男性の積極的育児参加を促進します。	人権推進課	継続
パパママ学級の実施	夫婦が育児について理解協力し安心して育児ができるよう、出産を控えた夫婦を対象に、先輩パパの講話及び沐浴実習・疑似妊婦体験・おむつ交換体験等を行います。	健康増進課	継続
父親の育児支援プログラム等の実施	父親が主体的に子育てに参加する意識を啓発する事業を行うことにより、父親の子育て参加を促して子育ての不安感を緩和し、子育てに喜びを感じることができるよう地域づくりを進めます。	こども家庭課	継続

学校教育における家庭生活をともに支える学習の充実	学校教育における家庭科の男女共修などを通じて、男女がともに協力し合い、それぞれが責任を担って家庭を築いていくことの意義についての学習機会を提供します。	学校教育課	継続
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	次代の親となる中高生に対し、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取組として、乳幼児に触れ合う機会を提供します。	こども家庭課	継続
地域型つどいの広場の充実	親と子、父親と母親同士が気軽に集い、悩みや不安などの解消や情報交換のできる交流の場として地域型つどいの広場の設置を市内全域に促進します。また、イベント等を通して父親も一緒に参加し集える環境の整備に努めます。	こども家庭課	継続

② 男女がともに参画する地域活動・市民活動の促進

高齢・単独世帯の更なる増加が予想され、また団塊の世代が人生の新たな目標や喜びとして地域貢献を始めるなど、市民が自主的に取り組む地域活動・市民活動の重要性がこれまで以上に高まっています。活力ある地域社会を形成するため、男女がともに主体的に地域活動・市民活動に関わることができるよう意識啓発や環境整備に取り組めます。さらに、地域団体の方針決定の場への女性の積極的参画を進めるよう働きかけを行います。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
地域における各種団体への男女共同参画についての情報提供	地域活動団体や市民活動団体などに対して、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	人権推進課	継続
地域における学習機会の提供	地域団体が行う自主勉強会等の機会に、性別によらない男女共同参画推進にかかる講演会を企画・実施します。	人権推進課 協働推進課	継続
団体等における方針決定への女性の参画の促進	地域活動団体や市民活動団体等における方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	人権推進課	継続
市民活動情報の収集・提供	市民活動セミナーの開催、市民活動支援センターホームページの運営、情報紙の発行等により、市民活動のきっかけづくりや市民団体の活動の充実に向けて、普及・啓発を行います。	協働推進課	継続
社会教育団体活動への支援	男女がともに主体的に地域活動や市民活動に関われる社会づくりを目指し、異年齢、小集団による自主的、日常的活動の実践を行う子ども会活動や、女性の視点で現代的課題への学習活動を行う婦人会活動等、社会教育団体活動を支援します。	社会教育課	継続

③ 防災・災害復興における男女共同参画の推進

平成23(2011)年3月11日に起きた東日本大震災により多くの市町が被災し、その復旧・復興の過程で、男性は仕事に多くの時間を割かれ、女性は保育園の被災等で子どもの預け先がなくなり、仕事に行くことも出来ない等、性別役割分業の意識が強く現れました。

また、災害発生時の情報は、高齢者や障がい者、外国人等については十分行き届かず、情報伝達に課題を残しました。このような多くの教訓を活かし、男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した防災体制を検討し、災害復興のあり方を見直します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
防災に関する政策・方針決定への女性の参画促進	各種災害対策における女性への配慮など、地域防災計画及びその推進に女性の意見を反映できる体制をつくります。	防災危機管理課	継続
男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女共同参画の視点に立った災害時の対応、防災対策を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性や乳幼児、高齢者等に配慮した避難所で使用する備蓄物資を整備します。 ・避難場所の設営や避難場所での物資の配布方法等、運営体制について女性の参画を推進します。 ・避難場所では、男女に関わりなく、作業を共同で分担し、被災者がお互いの活動を評価し尊重します。 ・外国人等にわかりやすい情報提供の充実に努めます。 ・男女共同参画の視点に立った防災、減災の取組に関する情報提供、人材育成の充実に努めます。 	防災危機管理課 人権推進課 関係課	新規 A
自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災危機管理課 人権推進課 関係課	継続
女性消防団員参画の推進	地域で活躍する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部	継続
防災についての講座の実施	職員による出前講座や男女共同参画センターにおいて、防災等の講座を継続して開催します。	防災危機管理課 人権推進課	継続

(4) 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

① 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画の取組は、国際社会における様々な動きと密接に連動しています。市民が男女共同参画に関する国際的な動向に関心を持ち、国際社会の一員としての自覚を持てるよう、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し提供するとともに、様々な文化を持つ人々との相互理解を深めるため、学習機会を提供します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
相互理解を深めるための学習機会の提供	男女共同参画の視点から、姉妹・友好都市との市民相互派遣事業や外国人市民とのふれあい事業など、相互理解を深めるための学習機会を提供します。	総務課 人権推進課	継続

《基本目標3 指標》

項目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
審議会等委員に占める女性の割合	27.3% (平成23年度)	35.0% (平成29年度)	庁内調査
女性委員のいない審議会等の割合	25.3% (平成23年度)	0% (平成29年度)	庁内調査
市の管理職に占める女性職員の割合（一般行政職）	5.8% (平成24年度)	10.0% (平成29年度)	職員課
農業協同組合正組合員に占める女性の割合	27.9% (平成22年度)	33.0% (平成27年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標（第2次）
農業委員に占める女性数（割合）	4人（8.2%） (平成22年度)	6人（12.0%） (平成27年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標（第2次）
地域型つどいの広場設置数	7か所 (平成24年度)	8か所 (平成29年度)	こども家庭課
自主防災組織率	10.3% (平成23年度)	30.0% (平成29年度)	防災危機管理課
消防団員に占める女性の割合	2.7% (平成23年度)	6.0% (平成29年度)	消防本部

基本目標4 男女がいきいきと働ける環境整備

働くことは男女を問わず生活していくために不可欠であり、自らの個性と能力を十分発揮し、経済的自立と自己実現を図るための働く機会が、性別に関係なく人として平等に保障されるとともに、働く意志を持つ人が働き続けることができる環境が整備されなければなりません。

働く場における男女の参画を進めるために、男女雇用機会均等法などの周知・啓発、事業主への働きかけを行うとともに、職業能力開発の支援、起業家支援を行うなど、就労環境の整備を図ります。

また、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を図るとともに、育児・介護などの社会的支援サービスの充実に努めるなど、男女がともにいきいきと働き続ける環境づくりを進めます。

(1) 男女平等な雇用環境の整備

① 男女雇用機会均等法等の啓発の推進

国、県と連携しながら、様々な啓発活動を通じて、男女雇用機会均等法等の労働関係法令が遵守されるよう事業所に働きかけるとともに、市民の意識啓発を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女雇用機会均等法等の周知	雇用と労働条件に関する諸制度（男女雇用機会均等法、労働基準法*、パートタイム労働法*、労働者派遣法*など）についての啓発資料を事業所及び一般市民に配布し、積極的に周知します。	商工振興課	継続
男女雇用機会均等推進セミナー等の開催	男女が対等なパートナーとして働く意識を育てる講演会・セミナーを開催します。	人権推進課	継続
事業所や従業員に対する出前講座の実施	事業所に対し出前講座を実施し、雇用機会均等についての周知を図るとともに、職場や家庭における男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	人権推進課	継続

② 男女共同参画に取り組む事業所（経営者）の育成

女性労働者の能力が十分に活かされ、男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めるため、事業主の意識改革に向けた啓発に取り組めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
事業主に対する男女雇用機会均等法等の周知と意識啓発	男女雇用機会均等法等の労働関係法令が遵守されるよう、法令等の周知と固定観念の是正に向けた啓発資料の配布を行います。	商工振興課	継続

用語解説 *労働基準法 P100、*パートタイム労働法 P99、*労働者派遣法 P100

建設工事の落札者決定における優遇的措置の実施	男女共同参画の推進度を、価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式の評価項目とすることについて、検討します。	契約監理課	継続
事業所におけるポジティブ・アクション*の取組促進	ポジティブ・アクション*についての事業所の自主的な取組を促すため、県や労働局など関係機関等と連携し、リーフレット配布等による事業主に対する意識啓発に取り組みます。	商工振興課 人権推進課	継続
男女共同参画推進事業所への支援	ポジティブ・アクション*や仕事と家庭の両立支援に関し、男女共同参画推進に積極的に取り組む事業所の表彰・広報などを行う県の「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証制度に対して、市内の事業者、団体を紹介し、支援の取組を推進します。	人権推進課	継続

(2) 仕事と家庭の両立支援

① 仕事と家庭を両立するための職場環境整備の促進

男女がともに職業生活と家庭生活における責任を果たせる環境をつくるため、育児や介護などに参画しやすい職場環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス*の考え方の普及を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
事業所や従業員に対する意識啓発	育児・介護休業法*の周知を図り、男女がともに育児・介護休業を取得しやすい職場環境となるよう、意識啓発のための講座を開催します。(山口市働く婦人の家)	商工振興課	継続
ファミリー・フレンドリー企業*の普及の推進	育児・介護休業法*などの基準を上回る育児・介護休業の取得や仕事と家庭の両立を容易にする様々な制度や、働く者の家庭的責任に配慮した柔軟な働き方ができる制度を導入する「ファミリー・フレンドリー企業*」の普及・啓発に努めます。	商工振興課	継続
ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発	ワーク・ライフ・バランス*をテーマとした講演会等を開催し、その考え方の普及を図ります。	人権推進課 商工振興課	継続
事業所内託児施設の設置の働きかけ	市内の一定規模の事業所に対して、関係機関との連携を図りながら事業所内託児施設の設置を促します。	こども家庭課	継続

② 育児支援サービスの充実

育児の負担を軽減し、男性も女性も働きやすい環境づくりを進めるため、育児サービスを充実します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
待機児童ゼロ作戦の推進	今後の保育需要の推移を見ながら、現行定員の弾力的な運用を行うとともに、施設整備を基本として定員の増加を図ります。	こども家庭課	継続
多様な保育サービスの充実	通常の保育サービスに加え、就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制の整備を図るため、延長保育、休日保育、一時保育、病児保育などを引き続き実施します。	こども家庭課	継続
児童クラブの充実	今後の保育需要の推移を見ながら、施設整備を基本として定員の増加を図ります。	こども家庭課	拡充
ファミリー・サポート・センター事業の充実	サービスの担い手の育成と会員増加と交流の強化を行うため、講習会、交流会、事例発表会等を実施し、その充実に努めます。	こども家庭課	継続

③ 介護支援サービスの充実

介護の負担を軽減し、男性も女性も働きやすい環境づくりを進めるため、介護サービスを充実します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
介護用品支給事業	在宅で高齢者及び障害者を介護する家族に対し、紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッドの介護用品を支給し、介護者の介護負担を軽減します。	高齢・障害福祉課	継続
家族介護支援事業	認知症高齢者を抱える家族や、高齢者を在宅で介護している家族等が集い、情報交換や研修を行うことで、正しい知識の習得や介護能力を高めることを目的とした団体に対し、補助金を交付します。	高齢・障害福祉課	継続
地域包括支援センター運営事業	総合相談業務、権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント業務など、高齢者の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行う地域包括支援センターを運営します。	高齢・障害福祉課	継続
介護予防支援運営事業	地域包括支援センターにおいて、要支援認定者に対し介護保険の予防給付サービスの利用調整を行います。	高齢・障害福祉課	継続

(3) 男女のチャレンジ支援

① 男女の職業能力の開発と就業支援の推進

性別にとらわれず、能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるような職業能力の開発を促進するとともに、出産や子育てなどで就労から離れていた人が円滑に再就職できるための学習機会等の提供を進めます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
職業能力開発のための講座等の実施	就職、再就職を支援するため、資格取得や技術の習得のための講座等、学習機会を提供します。	商工振興課	継続
就職・再就職に関する情報提供	公共職業安定所等関係機関と連携し、職業能力開発のための講座等の情報や就職、再就職に関する情報の提供を行います。	商工振興課	継続
就労カウンセリングの実施	就労カウンセリングやセミナーを実施します。	商工振興課	継続
母子福祉対策事業	母子家庭等に対して、母子自立支援員による相談及び母子家庭等自立支援給付金の支給等を行い、母子家庭等の就業・自立に向けた支援を行います。	こども家庭課	継続

② 男女の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援

男女の経済活動への参画を進めるため、起業に関する情報や学習機会を提供することにより女性の起業を推進するとともに、勤務形態や就業制度の柔軟化、パートタイム労働の就業条件の向上など、男女が様々な労働形態を選択することができ、個々のライフスタイルに合った働き方ができる環境づくりについて、各方面へ働きかけます。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
ビジネスセミナーの開催（ビジネス化・学習支援事業）	創業や事業経営に係る本市の起業環境の周知、経営技術の向上、ビジネスチャンスの拡大等を図るため、起業志望者や現役起業家を対象としたセミナーや異業種間の交流イベント等を開催します。	商工振興課	継続
創業者への補助金の交付（起業化支援事業）	新たに事業活動を行う者や、新規分野での事業活動を行う者に、事業が軌道に乗るまでの間の経費について補助金を交付します。	商工振興課	継続
起業環境の整備・拡充	民間レベルで展開される創業支援や異業種間の連携などの多様な起業化支援の取組に対して支援を行い、起業しやすい環境を整備します。	商工振興課	継続
パートタイム労働などの働く人のための相談窓口に関する情報提供	働く男女が職場で直面する様々な問題や悩みに対処するための相談窓口について、資料配布するなど情報を提供します。	商工振興課	継続

《基本目標4 指標》

項 目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
ポジティブ・アクション*に取り組む事業所の割合	20.5% (平成23年度)	30.0% (平成29年度)	山口県雇用管理実態調査
通常保育定員数	2,840人 (平成24年度)	3,100人 (平成29年度)	こども家庭課
延長保育実施保育所数	25か所 (平成24年度)	28か所 (平成29年度)	こども家庭課
児童クラブ実施学級数	40学級 (平成24年度)	44学級 (平成29年度)	こども家庭課



用語解説 *ポジティブ・アクション P100

基本目標5 推進体制の整備・充実

男女共同参画の推進は、市民生活のあらゆる分野に関わるものであり、全庁的に行われる必要があることから、庁内推進組織を充実し、計画に盛り込まれている施策・事業の計画的な展開を図るとともに、すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、それが業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりの強化を図ります。

また、男女共同参画の実現に向けて諸問題の解決を図るためには、行政の積極的な取組とあわせて、市民や事業所の主体的な参画や自主的な取組が不可欠です。市民や市民団体、事業所の自主的な取組を支援するとともに、その連携を促進し、市民、事業所及び行政の協働のもと、男女共同参画の推進を支える体制や仕組みづくりの整備、充実を図ります。

(1) 推進体制の強化

① 市民参画の促進

男女共同参画社会づくりは、市民が自ら進んで活動することが基礎となります。このような市民の活動を促すとともに、団体や個人、事業所がお互いに連携を図り、広がりを持った活動ができるよう、団体、事業所及び個人のネットワークを強化します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
市民ネットワークの充実強化	市民、事業所、市民団体によるネットワーク活動を支援し、そのネットワークの充実強化を図ります。	人権推進課	継続
市民団体等との連携強化	市民・事業所・市民団体との情報交換を図るとともに、連携の強化を図ります。	人権推進課	継続
男女共同参画を担う市民団体等への活動支援	男女共同参画推進活動を行う市民団体等に対し、様々な形態による活動支援を行います。	人権推進課	継続

② 全庁的な推進体制の充実

男女共同参画社会づくりを推進するためには、市政を担う職員一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、各々の業務に活かすことが必要であることから、職員に対する男女共同参画の意識啓発をより一層図ります。また、庁内組織である「男女共同参画推進本部」機能を強化し、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進します。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
職員の意識啓発	男女共同参画の視点を取り入れた研修等を実施するとともに、職員のワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取組について、制度周知や意識啓発を図ります。	人権推進課 職員課	継続

用語解説 *ワーク・ライフ・バランス P100

庁内体制の充実	男女共同参画推進本部において、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立った施策として実施していけるよう関係部署と連携、調整しながら、総合的、効率的に計画を推進します。	人権推進課	継続
---------	--	-------	----

(2) 推進拠点の充実

① 男女共同参画センターの充実

男女共同参画社会の実現を目指し、市民、団体等が主体となって幅広く活動できる拠点施設の充実を図ります。

具体的施策	概要	担当部署	実施区分
男女共同参画センターの充実	男女共同参画に関する情報の収集・提供や講座・研修会等の開催、市民・市民団体・事業所の男女共同参画推進活動に対する支援、相談など、男女共同参画推進活動の拠点施設として、センターの充実に努めます。また、センターの運営や事業に対する市民の主体的参画を促進します。	人権推進課	継続

《基本目標5 指標》

項目	現状（値）	目標（値）	指標の出典
山口市男女共同参画センターの認知度	24.2% (平成23年度)	50.0% (平成29年度)	市民意識調査



◆指標一覧表◆19項目

	項目	現状（値）	目標（値）	指標の出典	
基本目標1 （DV対策基本計画を含む）	固定的性別役割分担意識* 「男は仕事、女は家庭」という考え方	賛成<反対 (平成23年度)	賛成<反対 (平成29年度)	市民意識調査	
	「おやじの会*」活動団体数	30団体 (平成24年度)	増加させる (平成29年度)	山口県おやじの会	
	ドメスティック・バイオレンス*にあたると思う人の割合	平手で打つ	68.8% (平成23年度)	100% (平成29年度)	市民意識調査
		殴るふりをして、おどす	55.7% (平成23年度)		
		いやがっているのに、性的な行為を強要する	73.3% (平成23年度)		
	DV防止法*の概要を知っている市民の割合	18.0% (平成23年度)	増加させる (平成29年度)	市民意識調査	
相談窓口の認知度	—	50.0% (平成29年度)	市民意識調査		
基本目標2	男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	59.9% (平成23年度)	65.0% (平成29年度)	山口市まちづくりアンケート	
基本目標3	審議会等委員に占める女性の割合	27.3% (平成23年度)	35.0% (平成29年度)	庁内調査	
	女性委員のいない審議会等の割合	25.3% (平成23年度)	0% (平成29年度)	庁内調査	
	市の管理職に占める女性職員の割合（一般行政職）	5.8% (平成24年度)	10.0% (平成29年度)	職員課	
	農業協同組合正組合員に占める女性の割合	27.9% (平成22年度)	33.0% (平成27年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標（第2次）	
	農業委員に占める女性数（割合）	4人（8.2%） (平成22年度)	6人（12.0%） (平成27年度)	山口防府地域ともにきらめくチャレンジ指標（第2次）	
	地域型つどいの広場設置数	7か所 (平成24年度)	8か所 (平成29年度)	こども家庭課	
	自主防災組織率	10.3% (平成23年度)	30.0% (平成29年度)	防災危機管理課	
	消防団員に占める女性の割合	2.7% (平成23年度)	6.0% (平成29年度)	消防本部	
基本目標4	ポジティブ・アクション*に取り組む事業所の割合	20.5% (平成23年度)	30.0% (平成29年度)	山口県雇用管理実態調査	
	通常保育定員数	2,840人 (平成24年度)	3,100人 (平成29年度)	こども家庭課	
	延長保育実施保育所数	25か所 (平成24年度)	28か所 (平成29年度)	こども家庭課	
	児童クラブ実施学級数	40学級 (平成24年度)	44学級 (平成29年度)	こども家庭課	
基本目標5	山口市男女共同参画センターの認知度	24.2% (平成23年度)	50.0% (平成29年度)	市民意識調査	

用語解説 *固定的性別役割分担意識 P98、*おやじの会 P98、*DV（ドメスティック・バイオレンス） P99、*DV防止法 P99、*ポジティブ・アクション P100

